

レセ電通信調 2021005 号
令和 3 年 10 月 1 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「レセ電コード情報ファイル記録条件仕様」の厚生労働省ホームページ
(診療報酬情報提供サービス) への掲載について

令和 3 年 10 月からオンライン資格確認等システムが本格運用されることにより、令和 3 年 9 月診療分以降の電子請求されたレセプトについては資格登録等のタイムラグで生じる資格過誤は正しい資格情報に振替・分割され、保険者等へ送付されることにより、審査支払機関から送付される情報が変更されることから、レセ電コード情報ファイル記録条件仕様が、下記のとおり更新されましたのでお知らせします。

記

○ 更新内容

オンライン資格確認等システムによりレセプトが分割された場合に記録される摘要欄レコードに以下の注意書きが追加された。

【追加内容】

「レセプトの分割が行われた場合は、最終行に分割後のレセプトである旨の摘要欄レコードを記録する。」